

# 商品概要説明書

## 出資予約貯金

(令和元年 10月 1日現在)

|   |  |
|---|--|
| 商品名   | ・出資予約貯金  |
| ご利用いただける方   | ・組合員   |
| 期間  | ・期間の定めはありません。  |
| 預入方法<br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位                          | ・隨時預け入れできます。<br>・1円以上<br>・1円単位   |
| 払戻方法  | ・出資払込に限り払い戻しできます。  |
| 利息<br>(1) 適用金利<br>(2) 利払頻度<br>(3) 計算方法<br>(4) 税金<br>(5) 金利情報の入手方法 | ・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。<br>・毎年2月と8月の当JA所定の日に支払います。<br>・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。<br>・個人のお客さまは20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。<br>※令和19年12月31日までの適用となります。<br>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。  |
| 手数料   | 一  |
| 付加できる特約事項   | ・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。   |
| 貯金保険制度<br>(公的制度)  | ・保護対象<br>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。   |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容  | 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店・出張所または金融共済部 金融課(電話:025-527-2020)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。<br>また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。<br>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部 金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。<br>新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)<br>そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。<br>・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。<br>・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。<br>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」 |
| その他参考となる事項  | ・当JAから脱退する場合、または災害その他の事由で当JAがやむを得ないと認めた場合は、出資金払込み以外の目的でも払戻しができます。<br>・キャッシュカードの発行はできません。<br>・貯金残高が出資一口金額に達したときは、出資金に振り替えます。<br>・公共料金等の自動支払いの利用、給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取り(出資配当金および利用高配当金は除く。)の利用はできません。<br>・通帳に記帳いただいている明細が、月末時点で50件以上あり、翌月11日ま   |

で未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aえちご上越